令和8年度アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業
委託業務企画提案指示書

1 業務名

令和8年度アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務

2 業務の目的

本事業は、「北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度」（運用開始：令和5年度、試行運用中）の令和9年度以降の運用に向けて、「北海道アウトドア資格制度」（運用開始：平成 14 年度）との位置づけの違いも考慮しながら、制度運営上の諸課題について、ガイドや関係機関など、当事者を含め多様な関係者の意見を集約し、北海道観光審議会アドベンチャートラベル部会（AT部会）に向けた提言をまとめるために必要な、一連の業務を委託するものである。

3 委託業務の内容

業務を実施する事業者は、上記の目的を達成するため、次の内容に沿った提案を行うこと。
なお、詳細な業務内容については、当該委託業務の締結後、北海道と協議の上決定する。

（１）北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度見直しに向けた基礎調査

「業務の目的」の達成のため、業界の関係者等からの意見聴取を行い、受託者の知見も交えながら、制度見直しに向けた適切な進め方や望ましい構成員の案についての基礎調査を行うこと。

（２）「道認定ガイド資格制度検討会議」（仮称。以下「検討会議」という。）の企画・運営

（１）の結果も踏まえ、有識者を集めた検討会議を企画し、運営すること。
なお、検討会議は、以下の要件を満たすこと。

（検討会議の要件）

ア　検討事項

検討会議では、両制度に関する以下の事項を検討すること。なお、検討会議は最低でも２回以上開催すること。

(ｱ) ガイド資格の整理

① 両制度が規定している各ガイド資格の定義と制度全体の中での位置づけ
② ＡＴガイドとアウトドアガイド資格に定める「マスターガイド」との位置づけの違い
③ 上記の検討結果を踏まえた、北海道アドベンチャートラベルガイド（以下、「ＡＴガイド」という。）の認定要件の見直し

(ｲ) 北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度（以下、「ＡＴガイド制度」という。）の本運用に向けた課題

③ 本運用における運営体制
④ ＡＴガイド制度の維持運営に最低限必要な業務内容
⑤ ④を踏まえた、道と運営機関の業務分担のあるべき姿
⑥ ガイドの経費負担のあり方
⑦ 認定・更新等の申請手続のあり方

⑧　研修のあり方（研修内容、費用負担、資格取得等）
⑨　本運用時の財源確保の方策
⑩　本運用に向けた準備事項と移行スケジュール

㈦ その他、上記に付随して追加検討が必要になった事項

イ　分科会

円滑な議論のため、検討会議の下に、個別のテーマを議論する分科会を、必要と思われる数と構成で設置すること。

ウ　構成員

検討会議及び各分科会の構成員について、適切な専門性を備えた候補者を選定し、各会議への参画を依頼すること。なお、最終的な構成員は道と協議のうえ決定すること。

（３）道認定ガイド資格制度の見直しにかかる提言のとりまとめ

（１）の成果を踏まえ、令和９年度以降の両制度の運用に関するＡＴ部会宛ての提言書を作成すること。提言書の分量や仕様については、提案者の知見や経験を活かし、最適と思われるものを提案したうえで、最終案は道と協議のうえ決定すること。

（４）全体スケジュールの作成と進捗管理

本事業に関する全体スケジュールを作成し、全体の進捗管理を行うこと。

（参考：現時点の関連スケジュール）※変更する場合があります。

・知事から観光審議会への諮問：　令和８年（2026年）４月頃予定
・令和８年度第１回ＡＴ部会：　令和８年（2026年）５月頃予定
（予定議題：検討会議の設置及び検討予定内容の報告）
・令和８年度第２回ＡＴ部会：　令和８年（2026年）12月初旬予定
（予定議題：検討結果の報告と制度のあり方素案の報告）

（５）上記（１）（２）に付随するその他の業務

事業を円滑に進めるため、事務局で行う調査や、会議運営にあたって特に工夫する事項などがあれば、併せて提案すること。

（６）報告書の作成・提出

本事業の実施の経過を正確に記録したうえで、本事業の成果を取りまとめた報告書を作成し、提出すること。作成した報告書は紙媒体と電子媒体により提出すること。なお、各媒体の仕様及び提出部数については、道と協議のうえ決定すること。

４ 留意事項

（１）参考情報

提案及び委託業務の遂行にあたっては、別紙「参考資料１　北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度の見直し検討の方向性」（特に「３．検討の視点」）及び「参考資料２　北海道認定ガイド制度に関する参考資料」も参考にすること。

（２）守秘義務

ア　受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。

イ　業務の執行に当たり、各機関が開示した情報であっても、他の機関へ申し送るなど、外部へ情報提供をする際には、当該機関の了解を得なければならない。
ウ　受託者は検討会議を通じて把握した情報に関する一切の書類を厳重に管理すること。

（３）再委託の禁止
ア　再委託は原則として禁止する。特に、以下の場合は一切認めない。
(ｱ) 委託業務をそのまま全部再委託する場合
(ｲ) 委託業務の主要な部分を再委託する場合
イ　委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託をさせようとする第三者の称号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく受託者は変更の届出を提出するものとする。
(ｱ) 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
(ｲ) 再委託することに合理的な理由があるとき。
(ｳ) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
ウ　再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（再委託をする相手方の称号または名称及び住所、業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

（４）その他
その他の具体的内容については、別途、道及び受託者が協議の上、決定するほか、採択された提案内容は、契約締結時に協議の上、修正・変更が加えられる場合がある。また、業務の実施に当たっては、道と十分に協議しながら実施すること。

５ 委託業務の契約期間
契約締結日から令和9年(2027 年)3月2日(火)まで

６ 公募型プロポーザルへの参加資格要件
（１）単体法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
（２）単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
ア　単体法人は道内に事務所又は事業所を有すること。また、コンソーシアムの場合は道内に事務所又は事業所を有する構成員を含むこと。
イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
ウ　北海道の指名競争入札参加者指名停止事務要領（平成４年９月 11 日付け局総第 461 号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
エ　道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
オ　消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
カ　コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コ

ンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

キ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実施的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

ク　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

ケ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

コ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

７　委託業務事業費（積算の上限額）

委託料　2,418 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【注】本業務は、令和８年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び事業費の上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。また、本業務の遂行にあたり必要となる会場借り上げ費用及び検討会議・分科会の構成員の旅費については、道が直接支払う予定であるため、積算から除くこと。

８　手続等について

（１）担当部局

北海道経済部観光局観光振興課　担当：佐藤・中本

【連絡先】

郵便番号　060-8588

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁本庁舎９階

電話　011-206-6944（ダイヤルイン）　FAX　011-232-4120

メールアドレス　kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp

（２）企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア　交付期間　公告の日から令和８年（2026 年）３月 26 日（木）まで

イ　交付場所　（１）の場所で交付する

（３）参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　令和８年（2026 年）３月 26 日（木）17 時　必着

イ　提出場所　（１）に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送（特定記録や書留など配達状況が追跡できるものに限る）

エ　提出部数　１部

オ　作成方法　別紙「アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務参加表明書作成要領」による。

（４）企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　令和８年（2026 年）４月９日（木）17 時　必着

イ　提出場所　（１）に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送（特定記録や書留など配達状況が追跡できるものに限る）

エ　提出部数　６部
※うち、①表紙及び文中に提案者名を記入したもの：　１部
うち、②表紙及び文中に提案書名を記入しないもの：　５部
（②のうち１部は左綴じせずダブルクリップ等で留めて提出すること）
オ　作成方法　別紙「アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務企画提案書作成要領」による。

（５）その他
提出された書類等については返却しない。

９ 企画提案の審査基準

審査は、次の項目について評価するので、留意の上、企画提案書を作成すること。

（１）業務遂行能力
ア　業務処理能力
(ｱ) 業務を遂行するに当たって十分な能力・実績を有しているか。
(ｲ) 全体的な業務計画に問題はないか。
イ　業務処理体制
(ｱ) 業務の実施体制、役割分担が明確にされているか。
(ｲ) 両制度に関わる多様な関係者との連携・協力体制が構築されているか。

（２）企画提案の適合性
ア　基礎調査
(ｱ) 業務の目的を理解し、業界の実態を踏まえた、有効性の高い提案となっているか。
イ　検討会議の企画
(ｱ) 検討会議の進め方に関する提案は適切なものであるか。
(ｲ) 検討会議や分科会について具体的な構想があるか。
ウ　提言書のとりまとめ
(ｱ) 受託者の専門的な知識や経験が活かされた提案であるか。
エ　スケジュールの作成と進捗管理
(ｱ) 提案されたスケジュールと進捗管理方法は適切であるか。
オ　事業費の積算内容
(ｱ) 事業費の配分は、提案内容に対して適切であるか。

（３）道施策との適合性
ア　「北海道働き方改革推進企業認定制度」における４つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
イ　「北海道働き方改革推進企業認定制度」における４つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
ウ　国が創設した「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか。
エ　北海道の「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録を行っているか。

10 その他

（１）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

（２）企画提案の採否については、文書で通知する。

（３）参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに８の（１）④の担当者に連絡すること。

（４）本業務の成果物に係る著作権は北海道に帰属する。

（５）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

（６）契約書作成の要否：要

（７）契約保証金の納付：要（但し、免除規定あり）

（８）関連情報を収集するための窓口：８（１）に同じ。

（９）プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行うこととし、日程については、別途通知する。ただし、提出者が５者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(10) 審査結果及び特定者名

公表する。